

資料 3

# 送還に関する現状

---

令和元年 1 1 月 1 1 日

「送還・収容に関する専門部会」

出入国在留管理庁

# 退去強制令書による送還の分類

## 出入国管理及び難民認定法（抜粋）

### 第52条（退去強制令書の執行）

#### 第3項

入国警備官（中略）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。（後略）

#### 国費送還

入国警備官が被退去強制者を指定された送還先まで送還するため、国費によって旅費を負担して送還すること

（※）実務上、被退去強制者において手段を尽くしても帰国費用を自費で支弁できないと認められる場合や、いつまでも帰国を拒み続けて送還を忌避する場合など、国費送還によらなければ送還の目処が立たないときに執られる措置

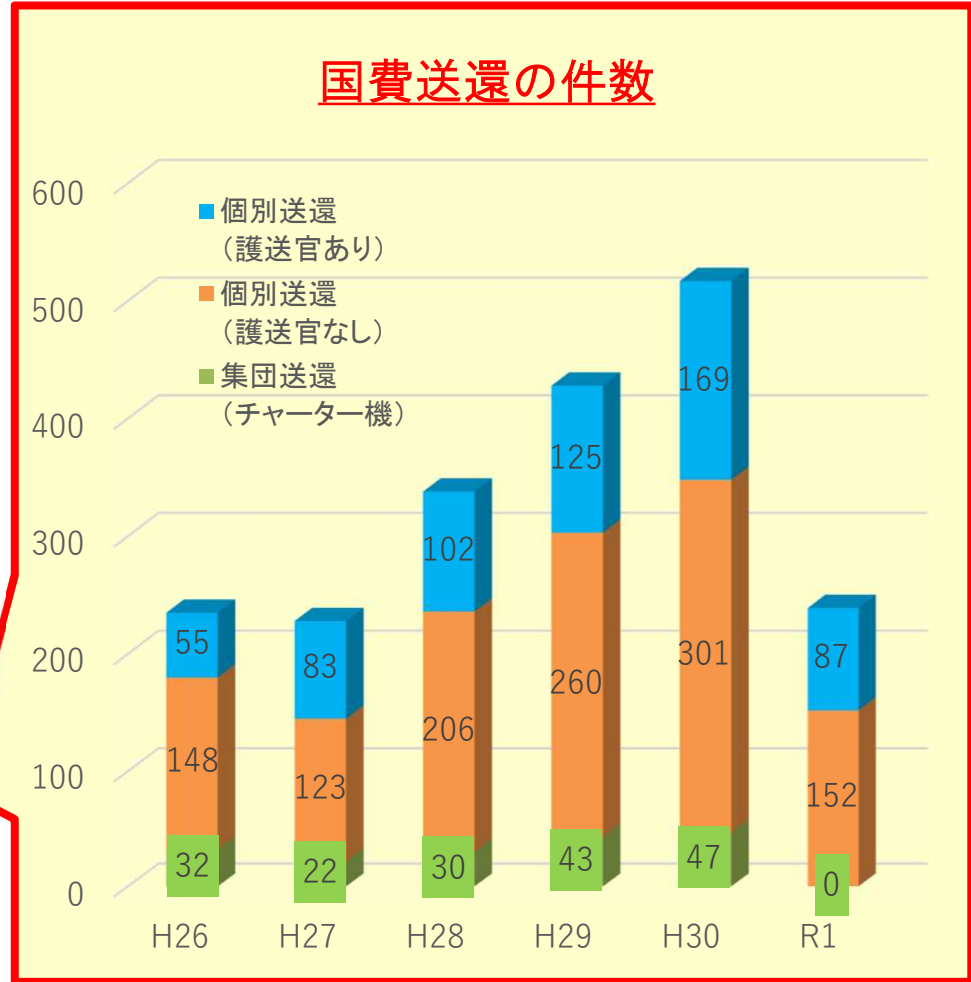
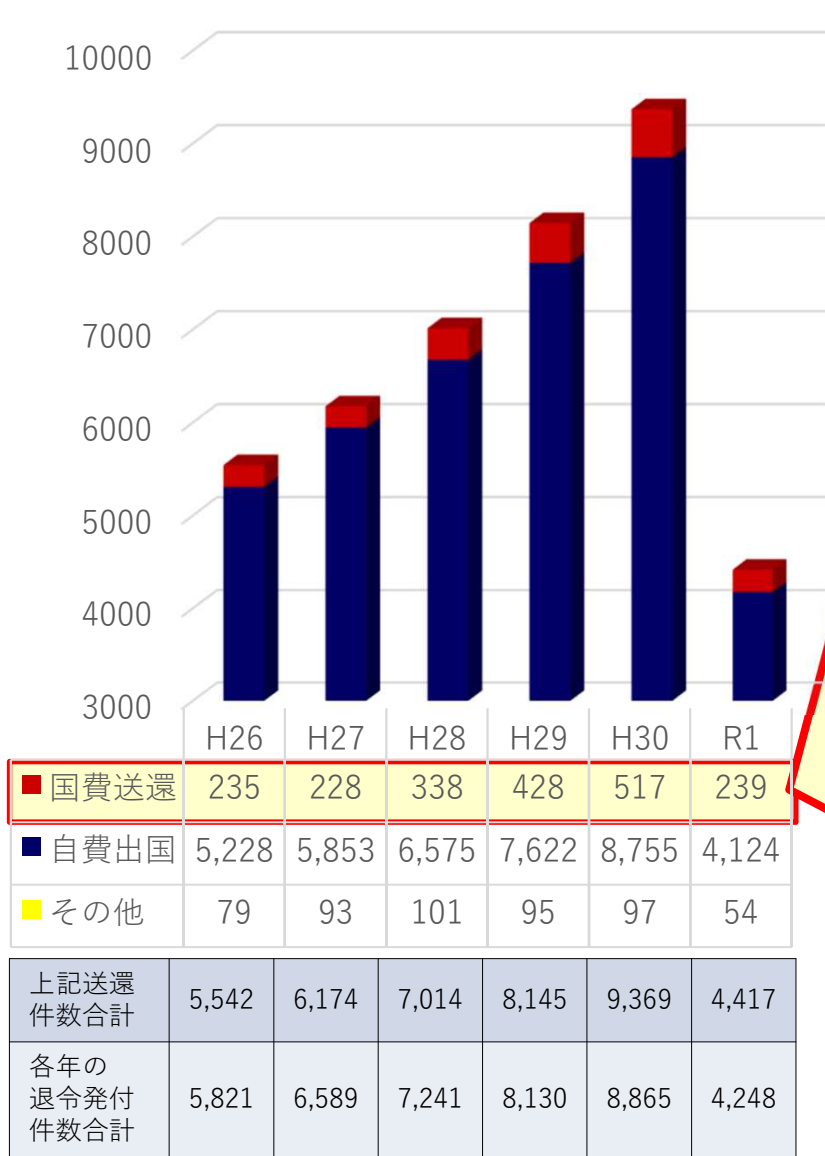
#### 第4項

前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者収容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。（後略）

#### 自費出国

退去強制令書を発付された外国人が、入国者収容所長又は主任審査官の許可に基づき、自らの負担により本邦から退去すること

# 送還方法別の送還件数



- (※1) 令和元年については、6月末までの数(速報値)である。
- (※2) IOM送還プログラム(後述)の適用を受けた者の帰国件数は、国費送還・自費出国のいずれの件数にも含まれていない。
- (※3) 送還方法の「その他」には、入管法59条による送還(被送還者が乗ってきた船舶等を運行する運送業者の責任と費用による送還)、国際受刑者移送法による送還及び被送還者の本国政府の費用負担による送還を含む。

# 国費送還及びIOM送還プログラムの現状

## 個別送還

※ 令和元年は6月末までの数（速報値）

退去強制令書が発付された者のうち、様々な理由で送還を回避する者、帰国費用を調達することができない者等のうち、個々の状況等を勘案して国費により送還を実施。

### ・ 護送官あり

送還忌避者及び病気等で要介護の帰国希望者について、  
入国警備官が護送官として送還先まで同行して送還

### ・ 護送官なし

帰国費用が不足する帰国希望者について、その費用の全部又は一部を国費で負担し、入国警備官が護送官として送還先まで同行することなく送還

|                | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 個別送還（護送官あり）    | 55  | 83  | 102 | 125 | 169 | 87  |
| 帰国希望（病気等要介護）   | 4   | 4   | 5   | 8   | 3   | 2   |
| 送還忌避           | 51  | 79  | 97  | 117 | 166 | 85  |
| 個別送還（護送官なし）    | 148 | 123 | 206 | 260 | 301 | 152 |
| 帰国希望（帰国費用不足）   | 148 | 123 | 206 | 260 | 301 | 152 |
| 送還忌避           | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 延べ護送官人数（個別送還分） | 226 | 246 | 306 | 325 | 457 | 264 |

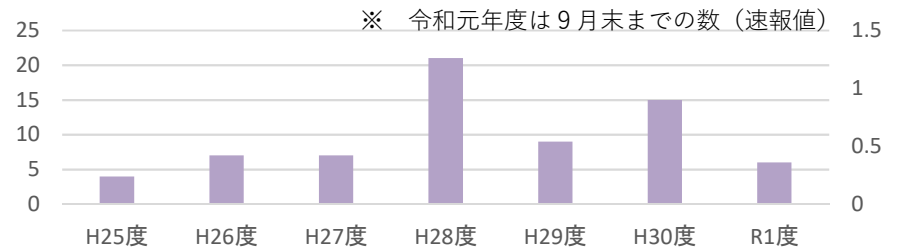
## チャーター機による集団送還

被送還者が定期就航便の機内で大声を出すなどの迷惑行為に及び、機長の判断により搭乗を拒否されるなどの実情あり  
→ 平成25年度から、機長から搭乗を拒否されることなく安全・確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施。

|          | H25            |             | H26                            | H27              | H28            | H29   | H30           |
|----------|----------------|-------------|--------------------------------|------------------|----------------|---|---------------|
| 国籍(対象者数) | フィリピン<br>(75人) | タイ<br>(46人) | スリランカ<br>(26人)<br>ベトナム<br>(6人) | バングラデシュ<br>(22人) | スリランカ<br>(30人) | タイ<br>(32人)<br>ベトナム<br>(10人)<br>アフガニスタン<br>(1人) | ベトナム<br>(47人) |
| 護送官人数    | 62人            | 60人         | 70人                            | 63人              | 69人            | 69人   | 68人           |

## IOM送還プログラム

平成25年度から、IOM（国際移住機関）駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施。帰国後の職業紹介や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、自主的帰国を促す。



|          |          |          |            |          |            |          |
|----------|----------|----------|------------|----------|------------|----------|
| 2件<br>4人 | 4件<br>7人 | 3件<br>7人 | 10件<br>21人 | 5件<br>9人 | 11件<br>15人 | 5件<br>6名 |
|----------|----------|----------|------------|----------|------------|----------|

# 送還忌避者の数と理由

退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、自らの意思に基づき、法律上又は事実上の作為・不作為により日本からの退去を拒んでいる外国人が相当数存在している。

## 被退去強制者が送還を忌避する主な理由

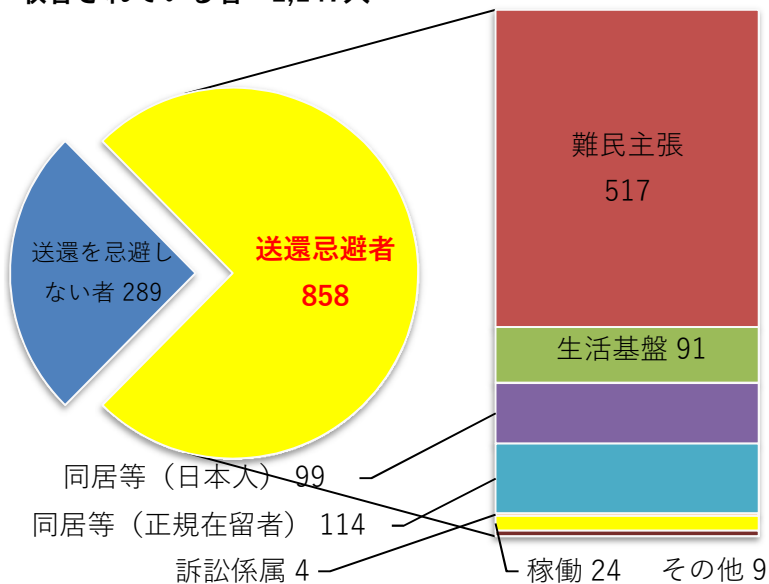
- **難民主張**：自分は難民である旨主張（※難民認定手続中の者の数とは一致せず）
- **生活基盤**：日本に生活の基盤がある
- **同居等（日本人）**：日本人家族（配偶者や子など）との同居や子の養育
- **同居等（正規在留者）**：正規在留者たる家族（配偶者や子など）との同居や子の養育
- **訴訟係属**：日本の裁判所に何らかの訴訟を提起し、係属中
- **稼働**：日本で稼働したい
- **その他**：日本人元妻との復縁 等

→ これらの事由の多くは、通常、退去強制令書が発付されるまでの手続の中で、在留特別許可を付与するか否かの判断において、考慮済みのものである。

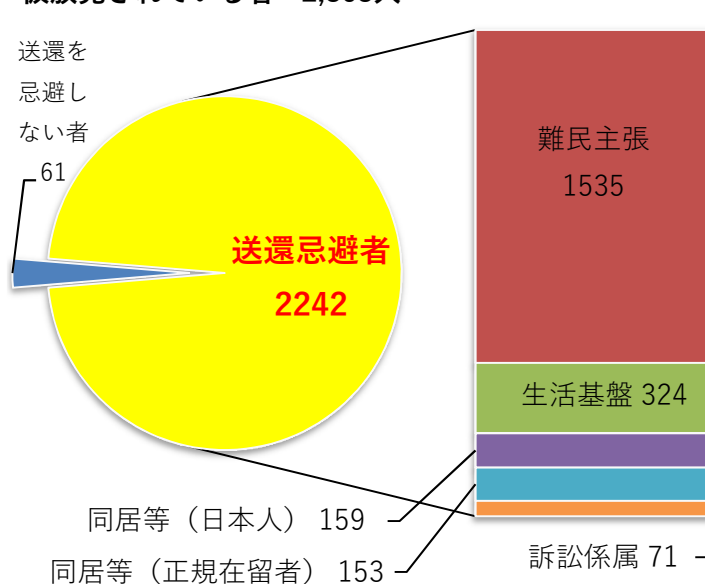
## 令和元年6月末現在の送還忌避者数（送還忌避理由別内訳）

※速報値・概数

退去強制令書の発付を受けて  
収容されている者 1,147人



退去強制令書の発付を受けた後  
仮放免されている者 2,303人



（注）左記の各送還忌避理由は、入国警備官が送還忌避者から面接の際に聴取した理由（複数の場合あり）の中から、本人に関する事情を総合的に考慮した上、最も主たる理由として認定したものの数を集計したものである。

# 送還忌避者の国費送還の障害となっている主な事由

## 送還先国の非協力（送還困難国）

送還を忌避する被退去強制者について、その受入れを拒否する国や、駐日大使館が臨時旅券の職権発給に応じない国などが存在

## 難民認定手続中の送還停止効

難民認定手続中は送還が停止されることから、この事情を知っている者が制度を濫用

## 訴訟提起

訴訟係属中の者に対しては、裁判を受ける権利に配慮して、裁判の終結までの間、事実上、送還を行わない運用

## 送還妨害行為

被退去強制者が定期就航便の機内で大声を出すなどの迷惑行為に及び、機長の判断により搭乗を拒否されるなどして、送還の実現が不可能になるものが一定数存在

## 仮放免中の逃亡

被退去強制者が仮放免中に逃亡して所在不明になることにより、送還の実現が不可能になるものが相当数存在

送還困難国との間では交渉を行うとともに、利用可能な人員、予算の範囲内で精力的に送還を促進している。

しかし、濫用・誤用的な難民認定申請により送還が不可能となる点（次ページ参照）については、現行法上の対応が困難である。

# 難民認定申請と送還停止効

## 出入国管理及び難民認定法 第61条の2の6第3項 (退去強制手続との関係)

第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で、

第六十一条の二の四第一項の許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過することとなったもの（同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。）について、

第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、

同条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、

第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）を停止するものとする。

**難民の認定を申請した**在留資格未取得外国人で、仮滞在の許可を受けていないもの又は仮滞在期間が経過することとなったものについて、

退去強制手続を行う場合には、

難民認定手続が終了するまでの間は、

**送還を停止するものとする。**

難民認定申請がされると、難民認定手続終了までの間は、**申請の理由や回数を問わず一律に、送還が停止される**こととなる。

→ 複数回の難民認定申請に及ぶ者や退去強制令書の発付後に初めて難民認定申請に及ぶ者がいることに鑑みると、この送還停止効に着目し、就労等のため送還を回避することを目的として、濫用・誤用的な難民認定申請に及ぶ送還忌避者が一定数存在すると考えられる。